

金淵 メモ 25日(水)に話し合うこと

【条例第4条について】

ネットワークセンターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者を構成員に含む団体とする。(以下省略)

個人の利用について、意見が多かったが、懇話会としての意見をまとめ、事務局に提案。実際に個人が利用する場合の対処方法と今後懇話会の意見(個人の利用について)を生かす方法を考える。

解釈として、会議室の使用及び設備(コピー機等)の使用(あくまでも使用)については団体に限るがそれ以外(交流スペースでの情報収集等)は個人でも良いとし、運営するうえで条例に「個人」と謳ったほうが良いとなった場合、改正する。

【会議室】

予約の仕方について

- ・手段を決める(申請書、電話、FAX、メール)

申請はどの方法でも良いものとする。

- ・メールアドレスをつくる?

プロバイダ契約の際にアドレスを取得しメールでも申請可能

- ・申請書を必ず書かないといけない場合、事前にセンターに来る必要があるかどうか。

必要ない

- ・HPをつくる?

市のHP内にカテゴリを設け、運用する

事前予約は何ヶ月前から可能か。

- ・ダブルブッキングの場合、優先度を定めるべきか。

2ヶ月前から予約可能とし、先着順とする

会議室の利用時間

- ・制限をつけるかどうか

午前・午後・夜、といった分け方とし、特に制限は定めないが、おおよそ3時間くらいが目安

使用団体名の掲示

ホワイトボード等に利用している団体名を掲示

【禁止事項】

ゴミ、清掃 どのように規定するか。

会議室については、利用団体の自己責任としてごみの持ち帰り、清掃をしてもらう。

飲食を可能とするかどうか。

- ・可能ならば、可能な範囲(交流スペース、会議室、廊下など)

交流スペース、会議室は飲食が可能であるが、飲み物は、お茶、コーヒー程度とし、食に関しては弁当程度として、火気を使うものは不可。(BBQや鍋をかけるなど...)

【交流スペース】

登録について

- ・登録団体（及び活動内容）の掲示有無

特にはしない

- ・登録期間（年度更新がいいのではという意見が多い）

年度更新とする

- ・登録時に必要な情報、登録審査が必要かどうか。

申請書に不備がなければ登録する（NPO 団体のように定款や団体の規約があるものは添付する）

- ・登録方法に、HP を利用できるかどうか。 検討事項 と重複

HP から申請書をダウンロードするのは OK

~~（意見）実績のある団体と新しい団体の登録？~~

使用するのに、予約がいるかどうか

予約は原則必要ない（利用者同士がゆずりあって使用する）

交流スペースの利用について

登録者（コピー機等の使用者）以外の利用について何か定めがあるかどうか。

条例 4 条によれば、個人の利用はできない？

基本はできない（止むを得ない場合はその都度対処）

利用制限

コピー機

作業スペース

パソコン

原則として制限はしないが、長時間占領しているものには注意する

10 キッズコーナー

設置の必要性有無

設置しない（子ども連れの方は、自己の責任で）

11 PR コーナーの設置について

設置する

12 利用者の記録

相談日誌

来場（利用）者名簿の作成

受け付けの記録用紙の保管

設置する

13 センターだよりの発行について

運営が軌道に乗り、必要性があれば...